

## 公益財団法人松山市スポーツ協会全国大会参加激励費交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、松山市におけるスポーツの育成を図るため、各種全国大会参加者に対し、公益財団法人松山市スポーツ協会が激励費を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対 象)

第2条 激励費は、次の各号に該当する全国大会（愛媛県内で開催される大会を除く。）に参加するチーム又は個人の監督・選手に対して予算の範囲内で交付する。但し、松山市在住者に限る。

- (1) 公益財団法人日本体育協会又はこれに加盟している競技団体が主催すること
- (2) 県予選等を経た全国大会であること
- (3) 一般社会人を対象とした全国大会であること
- (4) その他会長が特に認めた全国大会であること

### (激励費の額)

第3条 激励費の額は、第1号に定める額に第2号に定める人数を乗じて得た額とする。

- (1) 1人5,000円とする。
- (2) 各種目の競技規則による監督及び選手の数（当該全国大会開催要項等に定められた人員の範囲内に限る。）

### (激励費の申込み)

第4条 激励費の交付を受けようとする者は、全国大会開催日の10日前までに、加盟団体を通じて、激励費交付申請書を提出しなければならない。

### (激励費の交付)

第5条 激励費は、全国大会参加前に全額交付する。

### (委 任)

第6条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成6年3月3日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年2月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年5月31日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、公益財団法人松山市体育協会の移行登記の日（平成24年7月4日）から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年2月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 4 日から施行する。